（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正）

第七十三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第七十四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項」を「第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第七十六条　産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

第二十一条の十三第二項第一号中「及び第二十一条の二十八第一項」を削り、同項第二号中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に改める。

第二十一条の二十八第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第七十七条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百八十四条第七号中「第七十条の十三第一項及び第三項」を「第七十条の十三第一項、第三項及び第四項」に、「第八十七条の六第十五項」を「第八十七条の六第十六項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十一号

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「並びに法」を「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とし、附則第十二条を附則第十一条とし、附則第十三条を附則第十二条とする。

附則第十四条の見出し中「令和三年度及び」を削り、同条中「令和三年度及び」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十五条中「附則第九条第三項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十二条」に改め、同条を附則第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条　令和六年度から令和八年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十六条の見出し中「令和六年度」を「令和九年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和九年度」に、「附則第十三条」を「附則第十二条」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。